

桐生市における学校部活動の地域連携及び
地域クラブ活動への移行に向けた推進計画

令和6年3月

桐生市教育委員会教育部

桐生市市民生活部

目次

はじめに	1
1 推進計画策定の背景・目的	2
2 推進目標	2
【基本目標】【年次目標】	
3 桐生市の現状と課題	3
(1) 市立中・義務教育学校における生徒数の推移	
(2) 運動部活動の設置状況	
(3) 合同チームで活動している運動部活動数	
(4) 文化部の状況について	
(5) 令和5年度市内公立中・義務教育学校における部活動の設置状況及び部員数	
(6) 市内のスポーツ・文化芸術団体	
(7) 本市の課題（H4 意向調査結果より）	
4 桐生市における部活動運営の在り方（方向性）について	6
5 休日部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行のイメージ	6
(1) 学校部活動での移行のイメージ	
(2) 地域クラブ活動での移行のイメージ	
6 休日部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行に向けたスケジュール	9
7 今後の地域移行についての課題	10
(1) 関係者間の連携・協働体制の構築	
(2) 推進計画の周知	
(3) 指導者の確保や質の向上	
(4) 教職員等の兼職兼業	
(5) 適切な活動及び指導の実施	
(6) 活動場所の確保と運営	
(7) 適切な会費設定と保護者等の負担軽減	
(8) リスクマネジメント(保険加入等)について	
(9) 国・県及び学校・地域クラブ活動との連携・協働	
(10) 外部団体の運営や事業の在り方について	
8 推進計画の見直し	13

<参考資料>

- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁・文化庁 r4.12）
- 「学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動への移行に向けた推進計画」（群馬県・群馬県教育委員会 r5.7）
- 「群馬県部活動の在り方について【提言 R5】」（群馬県教育委員会 r5.2）

はじめに

学校部活動は、これまで学校教育の一環として生徒のスポーツ・文化芸術等に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加により、体力や技能の向上を図るだけではなく、達成感の獲得や学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、自主性の育成に寄与するものとして、教育的意義を有してきた。

しかしながら、近年の部活動を巡る状況をみると、少子化が進行する中、「持続可能」という面での課題や生徒・保護者の多様化するニーズへの対応、教職員の多忙化の一因とされるなど、多くの課題があり、従前と同様の体制での運営に困難が生じてきている。

このような背景から、文部科学省は、令和2年9月に学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の方針を示した。スポーツ庁・文化庁は、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年度から令和7年度末までの3年間を改革推進期間と位置付け、地域の実情や実態に応じて、まずは休日から部活動の段階的な地域移行を推進するとしている。また、群馬県部活動運営の在り方検討委員会は、令和5年7月に「学校部活動の地域連携及び地域クラブへの移行に向けた推進計画」を示し、「令和7年度末までに、市町村や県内全ての公立中学校等で、地域や学校の実状に応じ、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組むことができる環境整備を進める。」ことを基本目標に掲げた。

桐生市としても、学校部活動の在り方に関して、生徒や保護者に十分に配慮しつつ、教職員等の負担軽減等も踏まえて検討を行い、学校と地域との連携・協働により、学校部活動から地域クラブ活動への移行を進め、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築する必要がある。そのため、本市では、地域で学校部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できるよう体制整備に向けて、市内スポーツ・文化芸術団体や小・中学校校長会、中学校体育連盟、保護者等を構成員とする「桐生市立中学校部活動運営の在り方検討委員会」（以下、検討委員会）を設置し、地域連携・地域移行に向け、現状の把握や今後の方向性の確認、課題の整理等について協議してきた。

この検討委員会での協議を踏まえ、今後は、生徒にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動に取り組むことのできる持続可能な環境を整備するとともに、教職員の負担軽減につながる取組を推進するため、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において、桐生市公立中学校及び義務教育学校の学校部活動が地域との連携により地域クラブ活動へ円滑に移行できるよう「桐生市における今後の学校部活動の地域連携及び地域クラブ活動の移行に向けた推進計画」を策定した。

1 推進計画策定の背景・目的

【背景】

- 少子化が進行する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、生徒・保護者の多様なニーズや学校部活動が教職員の多忙化の一因になっているなど多くの課題があり、存続が厳しい状況にある。
- 生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するためには、学校と地域との連携・協働により、持続可能な環境を整備するための取組を進めていく必要がある。
- 学校部活動の運営は、教師の献身的な勤務によって支えられており、競技経験の有無や意思に関わらず、教師が顧問となり指導を行うこれまでの部活動を継続することは、学校における働き方改革の視点からより難しいものとなる。

【目的】

- 生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に取り組むことができる環境を構築する。
- 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、市内のスポーツ・文化芸術団体等と連携・協働により、生徒の持続可能で多様な体験の機会を確保する。
- 学校における働き方改革を踏まえて、学校部活動による教職員の負担を軽減し、学校教育の質の向上を図る。

2 推進目標

【基本目標】

令和5年度から令和7年度末までに、桐生市の公立中・義務教育学校等で、学校や桐生市中学校体育連盟各専門部、各スポーツ・文化団体等の実状に応じ、学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行に取り組むことができる環境整備を進める。

【年次目標】

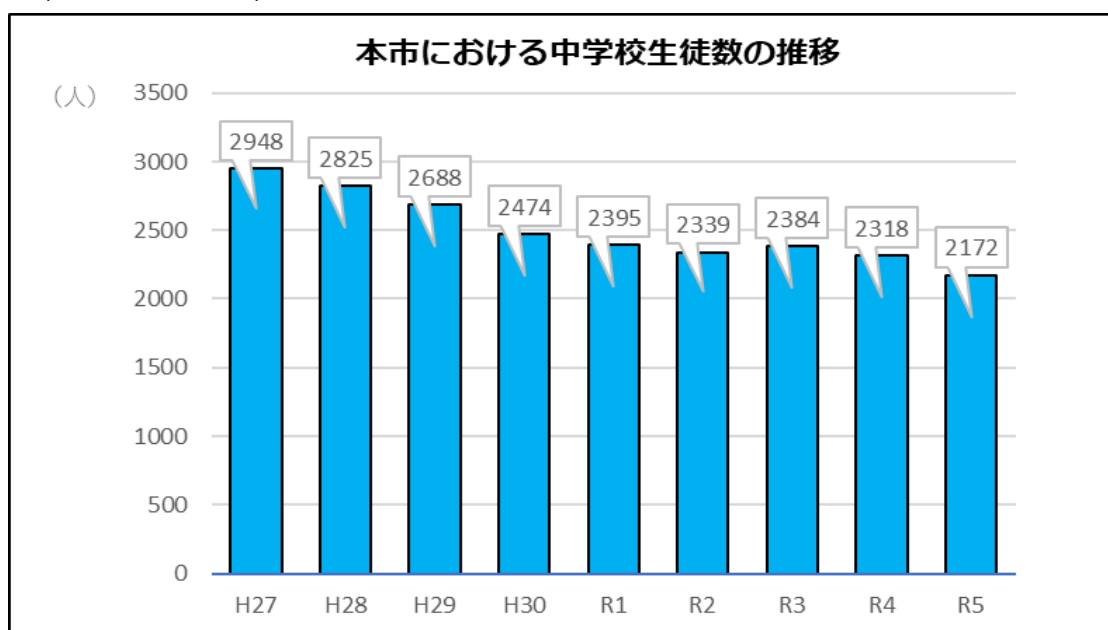
年 度	目 標 内 容
令和5年度 (改革推進期間1年目)	休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、教育委員会やスポーツ・文化振興課、学校関係団体、市内スポーツ・文化芸術団体、PTA等が連携し、地域で学校部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整えるために、今後の方針やスケジュール、方法、内容等必要な事項を検討し、様々な課題の解決に向けた協議を行うことを目的とした検討委員会を設置する。 学校や地域のニーズ、地域クラブ活動や指導者の現状等を把握し、推進計画を策定する。
令和6年度 (改革推進期間2年目)	検討委員会にて、推進計画の実現に向けた協議を行うとともに、外部団体と連携したモデル事業の実施や文化部への外部指導者の配置等できるところから取組を実施する。 推進計画を各関係団体や保護者等へ周知する。

令和 7 年度 (改革推進期間 3 年目)	検討委員会にて、実施したそれぞれの取組について、具体的な課題等の解決に向けた協議を行うとともに、取組をより推進していく。特にモデル事業では、総合型地域スポーツクラブや体育協会各競技協会等を主体とした取組をできるところから実施する。地域クラブ活動の運営団体・実施主体、地域指導者等の環境整備を進め、推進目標の達成を目指す。
--------------------------	--

3 桐生市の現状と課題

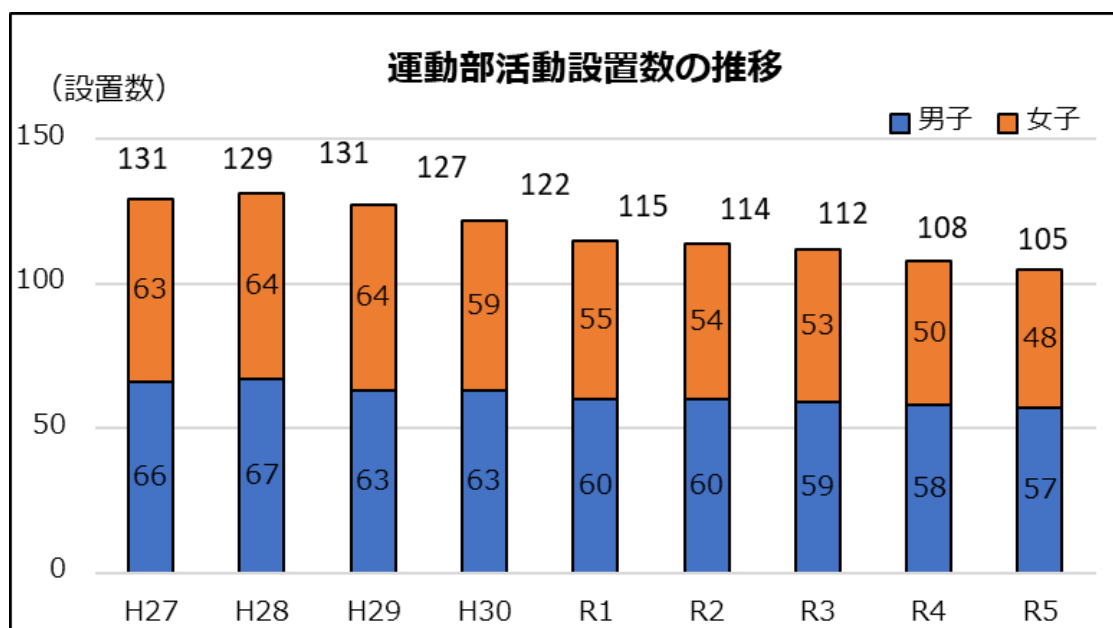
(1) 市立中・義務教育学校における生徒数の推移

平成 27 年度の生徒数は 2,948 人であったが、令和 5 年度には 2,172 人となり、8 年間で 776 人 (26%) 減少している。さらに、群馬県全体でも、中学校生徒数が 8 年間で 7,060 人 (13%) も減少 (H27:55,301 人→R5:48,241 人) しており、今後も少子化による生徒数減少が見込まれる。



(2) 運動部活動の設置状況

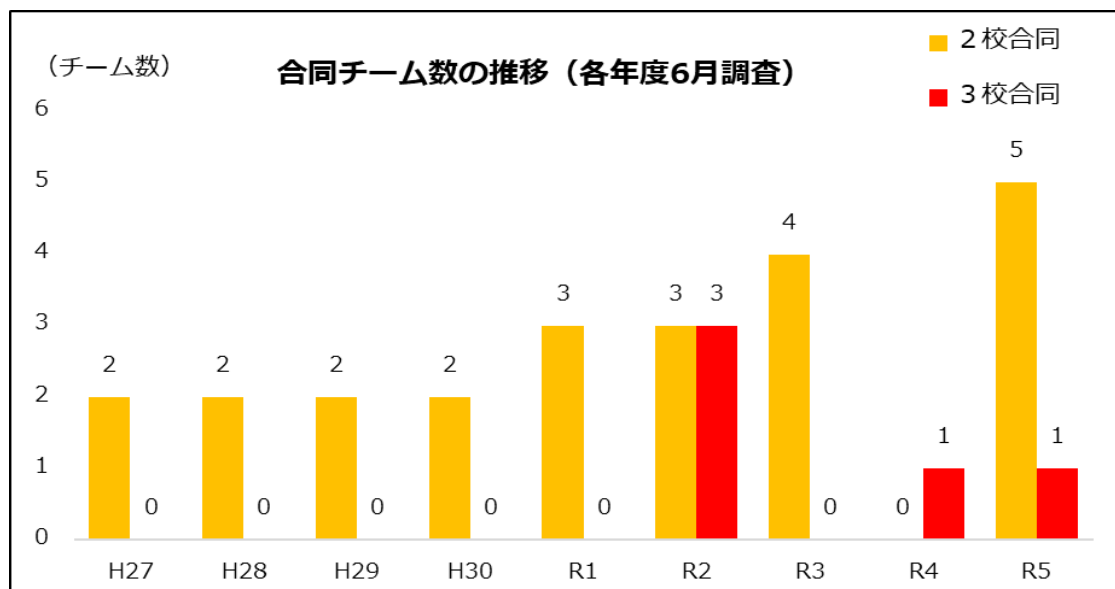
運動部活動設置数は、平成 27 年度は 131 部であったが、令和 5 年度には 26 部減少し、105 部となっている。今後も生徒数減少により、各校の運動部活動設置数も減少していくことが予想される。



(3) 合同チームで活動している運動部活動数

桐生市中学校体育連盟（以下、市中体連）における合同チーム数は、平成27年度から平成30年度までは2校合同でのチームが2チームとなっているが、令和元年度から合同チーム数が増加しており、特に2校合同でもチームがつくれず、3校合同でのチーム編成も見受けられる。

下記グラフは、総合体育大会に向けた各年度6月の調査結果であり、3年生引退後の新人大会では、合同チーム数がさらに増加すると考えられる。



(4) 文化部活動の状況

本市の中・義務教育学校生徒数の減少から、吹奏楽部や美術（学芸）部等文化部活動においても運動部と同様の傾向にあると考えられる。また、群馬県教育委員会によると県内中学校の吹奏楽連盟への加盟人数が、令和元年度の4,507人から令和4年度には3,886人となり、621人減少しているとのことである。今後、複数校合同での取組が必要になることが予想される。

(5) 令和5年度市内公立中・義務教育学校における部活動の設置状況及び部員数

(9中学校、1義務教育学校)

男子運動部	No.	競技	人数(名)	設置校数(校)
	1	軟式野球	83	7
	2	バスケットボール	144	9
	3	ソフトテニス	164	7
	4	卓球	82	6
	5	バドミントン	93	5
	6	サッカー	127	8
	7	陸上競技	99	9
	8	水泳	54	3
	9	柔道	18	1
	10	剣道	18	2
	11	体操競技(特設部)	2	0
	12	スキー(特設部)	1	0
	13	硬式テニス(特設部)	1	0
	合計		886	57

女子運動部	No.	競技	人数(名)	設置校数(校)
	1	バスケットボール	79	8
	2	バレーボール	106	8
	3	ソフトテニス	128	7
	4	卓球	62	5
	5	バドミントン	104	6
	6	陸上競技	104	9
	7	水泳	19	3
	8	柔道	11	1
	9	剣道	4	1
	10	軟式野球(男女共通)	1	0
	11	サッカー(男女共通)	8	0
	12	スキー(特設部)	1	0
	13	スケート(特設部)	1	0
	合計		628	48

文化部	No.	競技	人数(名)	設置校数(校)
	1	吹奏楽部	113	6
	2	美術(文芸)部等	171	9

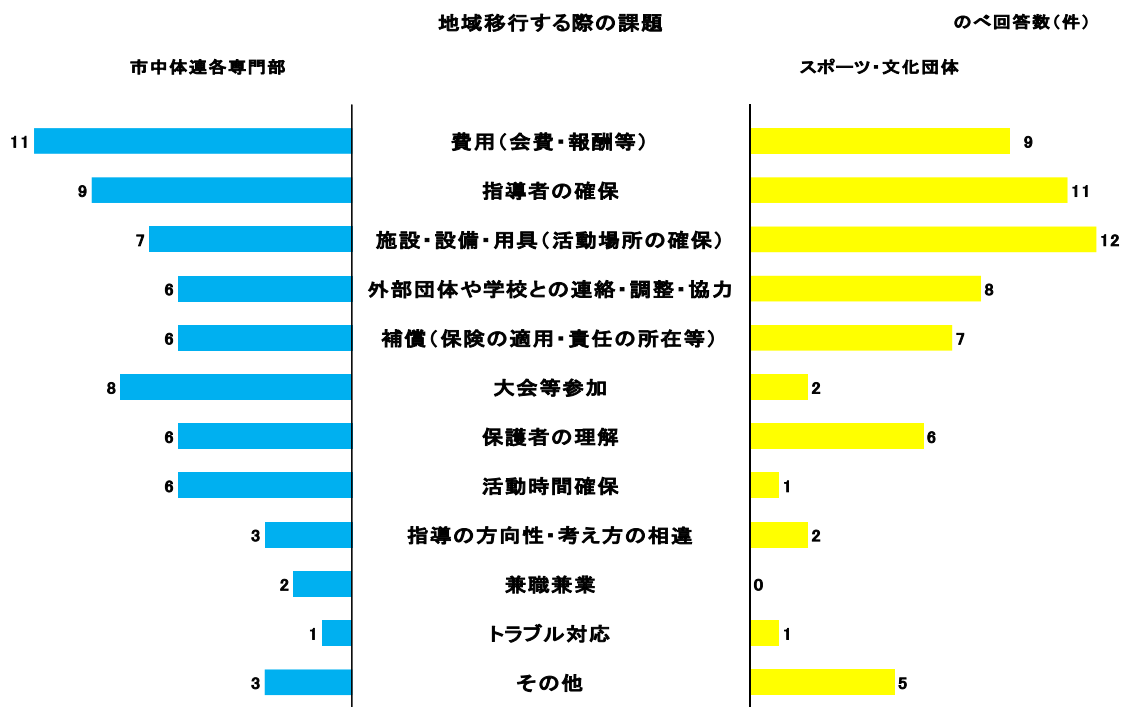
計 **1,798 名**

※運動部はR5.5月時点、文化部はR6.2月時点での人数

（６）市内のスポーツ・文化芸術団体

- ＜スポーツ団体＞ ・ 桐生市体育協会（２９競技団体）
- ・ あいおいスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）
- ・ 桐生市スポーツ少年団（１１競技４９団体） など
- ＜文化芸術団体＞ ・ 桐生地区吹奏楽連盟 など

（７）本市の課題（R4 意向調査結果より）



地域移行を実現する際の各団体から出された課題で最も多かったのは、市中体連、スポーツ・文化団体ともに「費用」と「指導者の確保」である。費用については、従前より「部活動は無償」という認識がある。外部団体へ所属する際には、運営のための会費が必要となるが、会費を徴収することについては、生徒・保護者への理解が必要である。また、会費を支払うことについて保護者の意識に温度差が生ずる可能性がある。

その他、「用具の購入や指導者への報酬等、どの程度の費用が必要か分からない」、「指導者の確保については、受け入れたいが、指導者がいない」という意見や市中体連各専門部からは「地域移行後も、教員が指導をする必要が出てくるのではないか」という意見が寄せられた。また、スポーツ・文化芸術団体からは「受け入れたいが、普段から使用できる施設や活動場所がない」という意見や「子どもたちが使用する用具等が準備できない」といった意見が挙げられた。

＜意向調査を依頼した団体＞

- スポーツ団体 ・ 桐生市体育協会各競技団体 ・ あいおいスポーツクラブ
- 文化芸術団体 ・ 桐生地区吹奏楽連盟
- 学校関係団体 ・ 桐生市中学校体育連盟各専門部 ・ 桐生市立中学校吹奏楽部

4 桐生市における部活動運営の在り方（方向性）について

国の示す移行期間（令和5年度から令和7年度末まで）の、桐生市における部活動運営は、生徒の活動・活躍の場を保障し、怪我等の災害に備えることを第一に考え、学校現場や外部団体等に混乱を招かないよう配慮しながら、これまでと同様に、教職員が部活動顧問として携わることとする。

地域クラブ活動への移行に向け、市内スポーツ・文化芸術団体との連携を強化していくことを目指し、合同部活動やブロック別等での講師の依頼（モデル事業）や学校部活動に設置の無い競技の体験会や練習会等について生徒への情報提供、部活動指導員及び外部指導者の活用などを積極的に推進する。

令和6年度以降も桐生市立中学校部活動運営の在り方検討委員会、小・中学校長会、市中体連、スポーツ・文化振興課及び教育委員会等で協議し、休日の部活動の段階的な地域移行に係る体制づくり等を進め、国及び県の方針や財源等が明確になり次第、休日の部活動の地域移行をできるよう準備を進める。

市中体連は、みどり市の中学校も所属しており、日頃から、生徒のみならず練習会や大会運営等で教職員等の関わりが多い。また、みどり市立中学校と合同チームを編成し、練習や大会等に参加している競技もある。そうした状況を踏まえ、市中体連として両市の中学校生徒の受け入れが可能かどうか、今後、受皿となり得る外部団体の意向を確認するとともに、両市教委や関係部署、学校や市中体連等と協議しながら丁寧に地域移行を進めていく。

部活動の地域移行は、令和7年度末までに完全移行できるものではなく、令和8年度以降も段階的に推進していく。各学校、市中体連各専門部及び文化部において準備の整った部活動から段階的に休日の部活動の地域移行を行っていくが、地域移行が難しい部活動は、教職員等の理解と協力のもと、これまでの学校部活動を継続しながら、地域移行の推進に向け準備を進めていく。

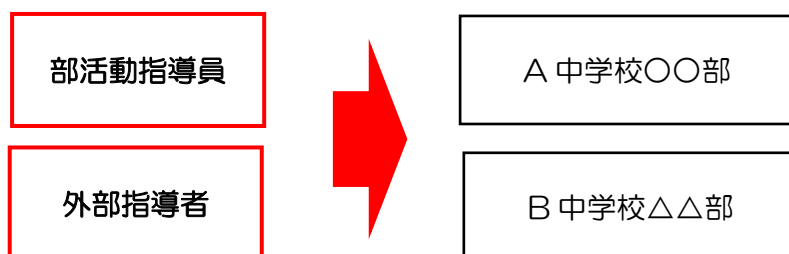
5 休日部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行のイメージ

休日の部活動の段階的な地域移行でのイメージは、例として以下の在り方が考えられる。

（1）学校部活動での移行のイメージ

学校教育の一環（教育課程外）としての位置付けであり、当該校の教員や部活動指導員等が、基本的に当該校の生徒を指導する（合同部活動やブロック別等あり）。主な活動場所は当該校であり、学校管理下の怪我等の補償は、**（独）日本スポーツ振興センター（災害共済給付）の適用となる。**

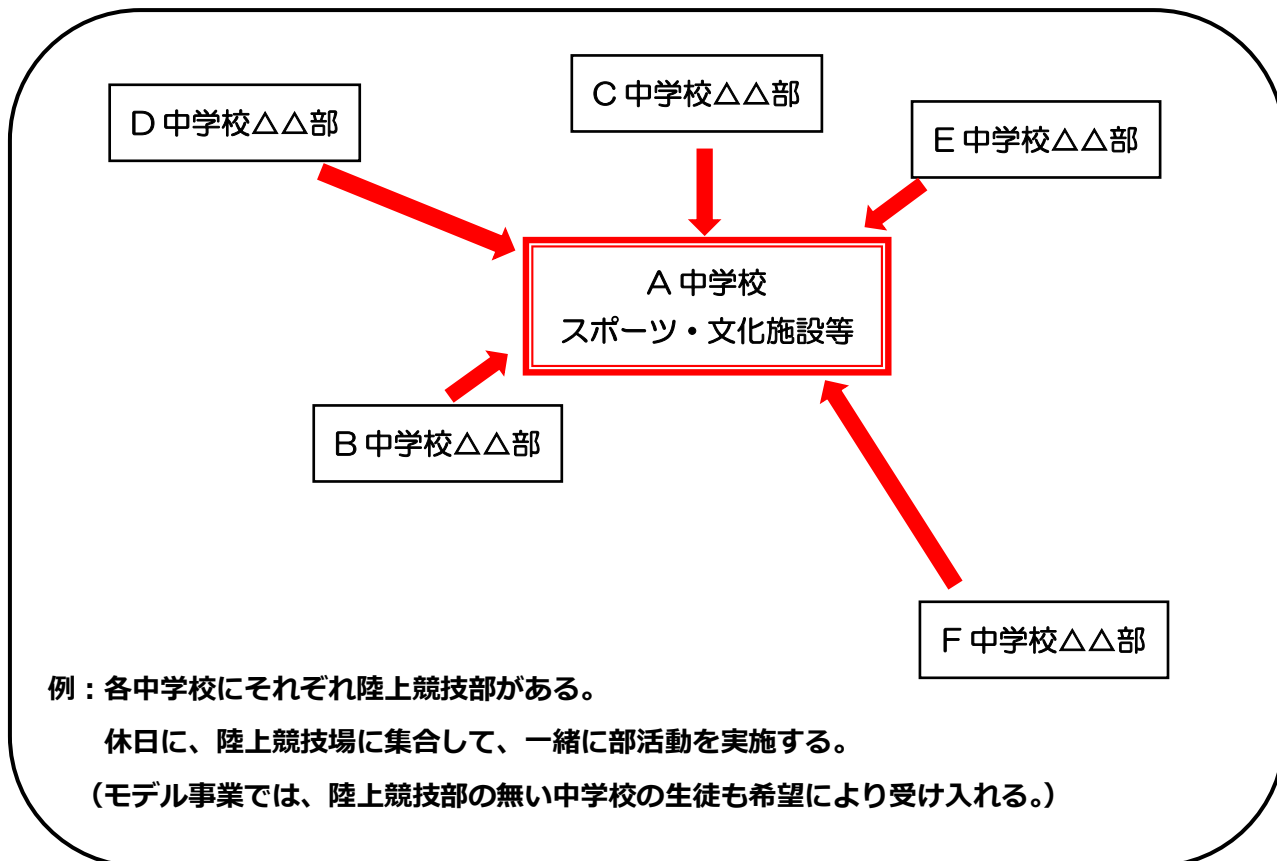
① 部活動指導員や外部指導者に指導を依頼し、学校等で活動する。



- ・「部活動指導員」は、顧問がいなくても**単独で指導・引率業務**を行うことができる。
- ・「外部指導者」は、**顧問の引率のもと指導**を行う（単独での指導・引率はできない）。

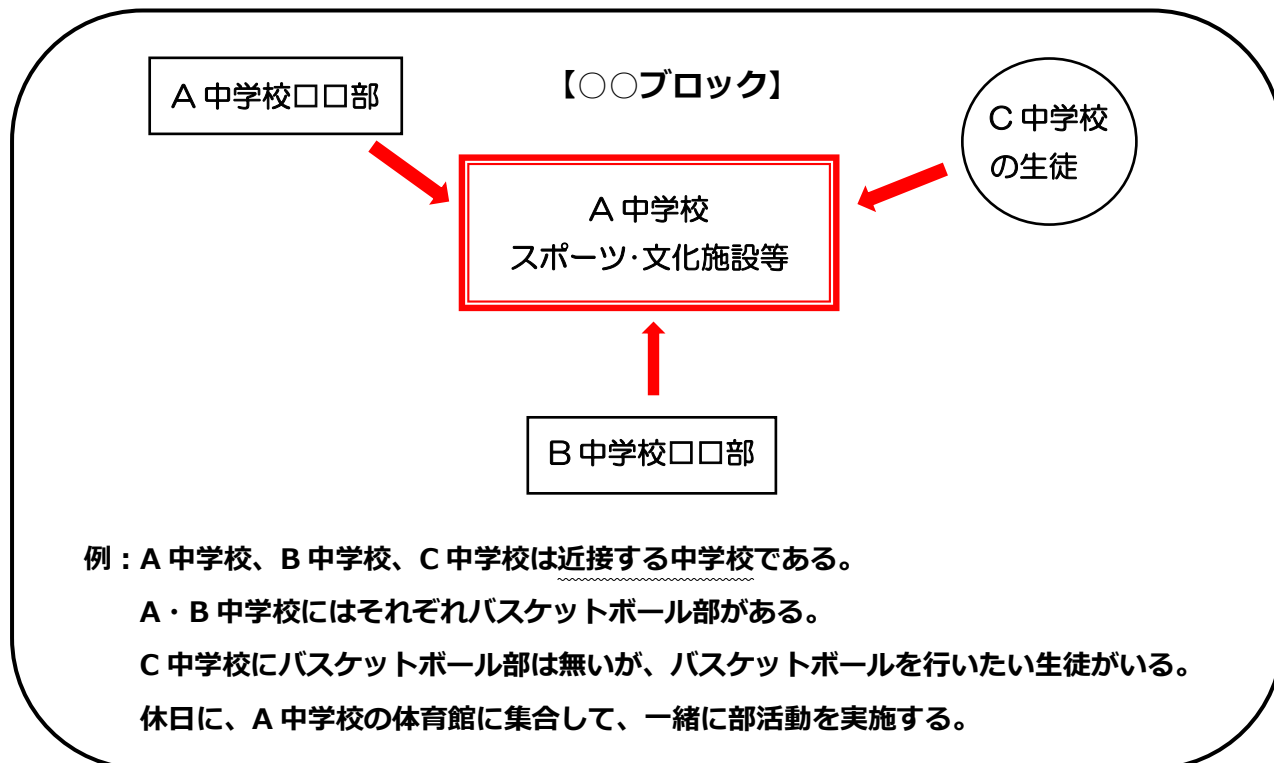
② 複数学校の運動部及び文化部が、合同部活動で活動する。

※モデル事業（陸上競技部）が該当。



③ 近隣の複数学校の運動部及び文化部や自校に部活動のない生徒が、ブロックごとに活動する。

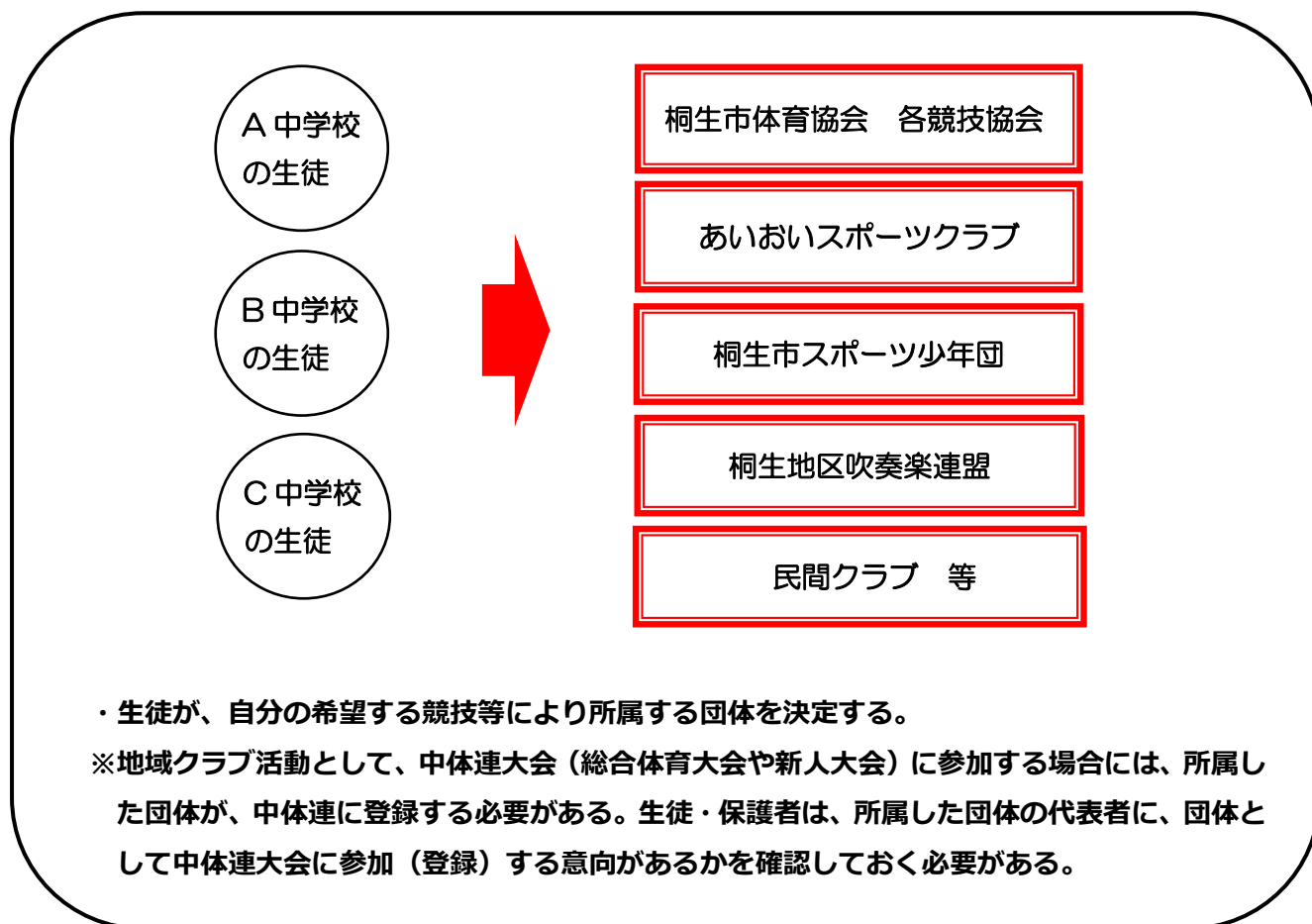
※モデル事業（バスケットボール部）が該当。



(2) 地域クラブ活動での移行のイメージ

法律上は社会教育の位置付けとなる。地域の多様な運営団体・実施主体によって行われ、地域の指導者が指導する。活動場所は学校施設やスポーツ・文化施設等であり、怪我等の補償は各種保険（傷害保険等）での対応となる（災害共済給付は適用外）。所属する団体への会費等が必要となる。

- ④ 桐生市体育協会各競技協会に生徒が所属し活動する。
- ⑤ あいおいスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）に生徒が所属し活動する。
- ⑥ 桐生市スポーツ少年団に生徒が所属し活動する。
- ⑦ 桐生地区吹奏楽連盟に生徒が所属し活動する。
- ⑧ 民間のスポーツ・文化芸術団体に生徒が所属し活動する。



6 休日部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行に向けたスケジュール

令和7年度末までに、各中・義務教育学校のできる限り複数の部活動において、休日学校部活動の段階的な地域連携・地域クラブ活動への移行を進める。

◆ 令和4年度の本市の取組＜移行に向けた準備期間＞

- 休日部活動の段階的な地域移行について、学校関係及び体育協会等外部団体へ周知
- 市中体連各専門部及び市内スポーツ・文化団体（市体育協会各競技協会、あいおいスポーツクラブ、市吹奏楽連盟）への意向調査の実施
- 部活動指導員及び外部指導者の活用（運動部活動のみ）



◆ 令和5年度＜改革推進期間1年目＞

- 「桐生市立中学校部活動運営の在り方検討委員会」の設置及び開催（年2回：6月、2月）
- モデル事業（陸上競技、バスケットボール）の実施に向けた準備
- 文化部活動への外部指導者配置のための準備
- 学校部活動に設置の無い競技団体への協力依頼
- 推進計画の策定



◆ 令和6年度＜改革推進期間2年目＞

- 桐生市立中学校部活動運営の在り方検討委員会の開催（年2回程度）
- モデル事業の実施（1年目）
学校部活動の範囲内で、外部団体（各協会）との連携した取組を行う。
 - ・ 陸上競技：合同部活動
 - ・ バスケットボール：ブロック別
- 文化部活動においては、外部指導者の活用に向けた体制整備及び準備が整い次第、実施
- 各競技協会主催の体験会や練習会等について学校への積極的な情報提供
- 推進計画の周知（関係団体や保護者等）
- 市中体連各専門部委員（部活動顧問）への取組等についての説明
- 生徒、保護者、教職員へのアンケート調査の実施



◆ 令和7年度＜改革推進期間3年目＞

- 桐生市立中学校部活動運営の在り方検討委員会の開催（年2回程度）
- モデル事業の実施（2年目）
各協会との連携を強化し、事業を発展させ、地域クラブ活動へ近づけた活動を実施する。
また、新規モデル事業として、あいおいスポーツクラブとの連携を進める。
 - ・（継続）陸上競技、バスケットボール
 - ・（新規）未定（あいおいスポーツクラブとの連携）
- 文化部活動における外部指導者の活用及び部活動指導員の配置整備
- 各競技協会等主催の体験会や練習会等について学校への積極的な情報提供
- モデル事業（1年目）の実施事例等を市中体連や市内スポーツ・文化芸術団体等にし、各競技団体等でどのような地域移行の形が可能か検討を依頼



◆ 令和8年度以降

- 桐生市立中学校部活動運営の在り方検討委員会の開催（年2回程度）
- 休日部活動の地域移行が可能な部活動から実施
地域移行が難しい部活動は、教職員等の理解と協力のもと、これまでの学校部活動を継続しながら、地域移行の推進に向け準備を進める。
- モデル事業（2年目）の実施事例等を市中体連や市内スポーツ・文化芸術団体等にし、各競技団体等でどのような地域移行の形が可能か検討を依頼

7 今後の地域移行についての課題

桐生市における今後の休日部活動の地域移行についての課題は以下のとおりである。令和5年度以降、体制づくりを推進し、課題の解決を図っていく。

(1) 関係者間の連携・協働体制の構築

① 検討委員会の継続的な開催

地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校関係団体、PTA等の関係者からなる検討委員会において、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働する体制を整備する。また、みどり市を含む広域的な連携や協働体制の構築を図る。

② 地域クラブ活動の運営団体・実施主体等の現状把握

市内スポーツ・文化芸術団体等へ実施した意向調査結果を基に現状や課題を把握し、運営団体・実施主体等の整備に活用する。

③ 地域、学校、生徒・保護者等に向けた情報発信と現状把握

学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行の現状や推進計画等を情報発信し、地域の方や学校の教職員、生徒や保護者等の理解を得ながら推進する。また、保護者や生徒、教職員等にアンケート調査等を実施し、現状や課題を把握する。

(2) 推進計画の周知

本推進計画を踏まえ、令和6年度中にスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や桐生市としての方向性、具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

(3) 指導者の確保や質の向上

① 人材バンク等の活用及び設置

生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境、文化芸術に親しむ環境を整備するため専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。群馬県教育委員会が実施している人材バンクを活用し、県と連携して取り組む。

<指導者として考えられる対象>

退職教職員、スポーツ・文化団体（市体協、あいおいスポーツクラブ、スポ少、市吹奏楽連盟、スポーツ推進委員等）、部活動指導員、外部指導者、兼職兼業の教職員、公認スポーツ指導者の資格を有する者、競技・活動経験のある保護者及び地域住民、大学生 等

② 研修会等の実施

スポーツ・文化芸術団体等と連携・協働し、生徒の多様なニーズに応え、適切な指導ができる人材育成のため、研修や資質向上の取組を進める。

(4) 教職員等の兼職兼業

① 規定や運営等の見直し

国が示す手引きや県の示す参考資料等も参考にし、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の見直しを行う。また、兼職兼業の許可をする際には、教職員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

② 労務管理等について

兼職兼業に係る労働時間等の確認を行う際には、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」や文部科学省の「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）」、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について※」等も参照し、スポーツ・文化芸術団体等と連携してそれぞれにおいて勤務時間等の全体管理を行うなど、双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

※公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（文部科学省 HP より）

- 地方公務員である公立学校の教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）は、
 - ①当該教師等が希望する場合であって、
 - ②地方公務員法第 38 条や教育公務員特例法第 17 条等の規定に基づき、
 - ③サービスを監督する教育委員会（以下「サービス監督教育委員会」という。）の許可を得た場合には、兼職兼業を行うことが可能です。
- 地域クラブ活動に従事することを希望する教師等については、学校以外の主体である地域団体の業務に報酬を受けて従事することとなるため、一般的な手続きとして、兼職兼業希望先からの依頼状を基に上司である校長等へ相談・了承の上、サービス監督教育委員会の兼職兼業の許可を得て、地域団体の業務に従事することとなります。
- 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の手続きが円滑に行われるよう、サービス監督教育委員会内の教職員のサービスを監督する部署は、必要な関係規程・運用の見直しを行うことはもとより、兼職兼業制度や手続き等の理解増進に向け、部活動を担当する部署等の関係部署や首長部局、地域クラブ活動の実施主体、兼職兼業を希望する教師等や当該教師等の所属する学校等への関係法令や手続きの周知をはじめ、当該部署等と連携して対応することが重要です。また、サービス監督教育委員会は、保護者や地域住民の理解と協力を得られるよう、部活動の地域移行の趣旨・目的や子供達の活動機会の確保や持続可能な活動環境の整備に向けた指導者確保のための教師等の兼職兼業の必要性等について説明をする必要があります。

(5) 適切な活動及び指導の実施

① 適切な活動及び指導の実施

市内スポーツ・文化芸術団体等に対し、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保するよう、適宜指導助言を行う。また、地域クラブ活動に取り組む時間については、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、スポーツ・文化芸術団体と学校が連携し、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「桐生市立学校に係る部活動の方針（令和元年 7 月改正）」や群馬県教育委員会の「適正な学校部活動の運営に関する方針（令和 5 年 4 月改定）」に準じ、活動時間や休養日を設定するなど、

調整を図ることが必要である。

② ハラスメント等の根絶

スポーツ・文化芸術団体に対し、適切な指導が実施されるよう、また、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントが根絶されるよう、適宜指導助言を行う。

（６）活動場所の確保と運営

スポーツ・文化芸術団体は、地域の学校施設等だけでなく、桐生市運動公園内施設や公民館等公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設を活用することが考えられる。

市内スポーツ・文化芸術団体等に対して公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設等の利用について低廉な使用料（減免措置）を認めるなど負担軽減を行い、利用しやすい環境づくりを行う。また、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、検討委員会等を通じて、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

（７）適切な会費設定と保護者等の負担軽減

生徒や保護者等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な会費を設定することや送迎等の配慮が求められることから、以下の点について検討を行う。

- 地域クラブ活動に係る施設使用料等を低廉な額（減免措置）とするなどの支援を行う。
- 地域クラブ活動で使用する用具等の購入については、保護者の負担軽減のために、できる限り学校部活動と用具を併用できるようにする。
- 経済的に困窮する家庭には、地域クラブ活動への参加費用等の支援の取組を進める。
- 活動場所については、できる限り自校や近隣の公共施設等で活動し、他校等へ移動が必要な場合には、生徒自身が自転車で３０分程度の移動で済むよう配慮する。

（８）リスクマネジメント(保険加入等)について

スポーツ・文化芸術団体は、リスク管理を行う実施主体を明確にし、けがや事故が生じても適切な補償が受けられるように、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険（スポーツ安全保険等）や個人賠償責任保険に加入するよう促す。その際、スポーツ・文化芸術活動の特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ適切な補償内容・保険料である保険を選定する。なお、当面は学校部活動と地域クラブ活動が併存することが考えられ、学校における独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度と同程度の補償内容であることが望ましい。現時点（令和６年度）では、生徒や教職員、スポーツ・文化団体のリスクマネジメントを考慮し、学校部活動の範囲内（災害共済給付制度が適用される状態）での活動を進めていくこととする。

(9) 国・県及び学校・地域クラブ活動との連携・協働

① 国・県との連携・協働

県と定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携・協働し、国や県の事業等を活用し、地域クラブ活動等の体制を整備したり、部活動指導員、外部指導者等を配置したりするなど、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行を推進する。

② 学校・地域クラブ活動との連携・協働

学校部活動と地域クラブ活動の間では、指導者等が異なるため、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障できるよう、必要な指導助言を行う。

地域クラブ活動が適正に行われるよう、スポーツ・文化芸術団体等の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

(10) 外部団体の運営や事業の在り方について

① 学校部活動に関わる教職員の負担軽減に向けて、大会引率及び役員業務の縮減、大会・練習会等事業の精選・削減等に取り組む。

② 関係団体やその他の団体等が主催する事業への参加について、精選・削減するとともに、参加に当たっては生徒や保護者、教職員の負担軽減に配慮する必要がある。

8 推進計画の見直し

本推進計画について、改革推進期間における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。